最終更新日：2017年6月29日

京王電鉄株式会社
代表取締役社長　紅村康
問合せ先：経営統括本部　経理部　経理担当　(042)337-3135
証券コード：9008
https://www.keio.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）
当社グループでは、「京王グループ理念」に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指し、「京王グループ行動規範」に基づき、「住んでもらえる、選んでもらえる沿線づくり」を進めております。特に鉄道事業においては、皆様から信頼され、愛される鉄道になるため、「安全に関する基本方針」および「安全に係る社員の行動規範」を定め、全社員が一丸となって安全文化の構築に取り組んでいます。
鉄道事業者として、安全と事業の継続性を確保しながら、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果断な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社では以下の基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進してまいります。

（コーポレート・ガバナンス基本方針）
1．株主の権利・平等性の確保
・当社は、様々な株主の権利とその平等性が実質的に確保されるよう、必要な情報を適時適切に開示するとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境整備を行う。

2．株主以外のステークホルダーとの適切な協働
・当社は、会社の持続的な成長と企業価値の創出は、つながりあうすべての人により支えられていることを十分に認識し、ステークホルダーと誠実に向きあい、適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。

3．適切な情報開示と透明性の確保
・当社は、当社の定める「ディスクロージャー・ポリシー」に則り、法令に基づく情報開示を適時適切に行うのみならず、法令に基づく開示以外の情報提供やその有用性の向上に主体的に取り組む。

4．取締役会等の責務
・当社の取締役会は、当社グループの経営戦略について方向付けを行うとともに、定められた経営陣幹部に対する委任の範囲において、実効性の高い経営監督を行う。
・当社の取締役は、株主に対する受託者責任・説明責任を常に意識し、当社の定める「経営判断原則」に則った適切な過程を踏んだ意思決定を行う。
・取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、グループ・ガバナンスの向上や経営の透明性確保をはかる。

5．株主との対話
・当社は、平素から株主との間で建設的な対話を行い、株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、経営陣幹部は自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明し、株主を含むつながりあうすべての人の立場に関するバランスのとれた理解を得る努力を行う。

6．本基本方針の制定・改廃
・取締役会の決議をもって行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

［原則1－3］資本政策の基本的な方針
当社は、現在公表している中期3カ年経営計画において、2017年度末時点でＲＯＥ6．0％以上、Ｄ／Ｅ レシオ1．0倍程度を資本効率に資する参考指標として掲げております。
当社は公共性の高い鉄道事業を中心としていることから、資本政策においても事業の継続性の確保が重要であると考えております。そのため、災害等の発生時において、迅速な復旧により事業を継続し、自らの体力で責任を果たすための備えとして、別途積立金を計上しております。

［原則1－4］いわゆる政策保有株式
当社は、鉄道事業を中心に公共性の高い事業を営んでおり、長期的な視点での成長が重要であると考えます。このため、当社グループの事業の継続や、企業価値の向上に資すると判断した企業の株式を政策的に保有いたします。
議決権の行使にあたっては、中長期的な企業価値向上の視点に立ち、株主価値を著しく毀損させるものでないか等を個別に検証した上で、総合的に賛否を判断いたします。

［原則1－7］関連当事者間の取引
当社では、取締役の競業取引および利益相反取引について、法令にしたがい、取締役会において取引内容を確認のうえ承認し、取引後に報告を行っております。

また、当社または当社の連結子会社等と、役員および役員の近親者との取引等について、定期的にその有無を確認しております。

【原則３－１】情報開示の充実
(1)企業理念、経営計画
当社ホームページにおいて開示しておりますのでご参照ください。

・企業理念、京王グループ行動規範
https://www.keio.co.jp/company/corporate/summary/corporate_manual/pdf/2015/2015_p001_p002.pdf

・経営計画
https://www.keio.co.jp/company/stockholder/businessplan/index.html

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「Ⅰ．１．基本的な考え方」をご参照ください。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
各役員の役職位、職務内容等を勘案し、職責に応じ適切な水準としており、報酬の一部について単年度の全社業績の達成状況を反映させる仕組みとしています。
報酬については指名・報酬委員会で審議の上、取締役会に答申を行うことにより、経営の透明性を確保しています。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役の候補者の指名に当たっては、役員にふさわしい資質と見識を兼ね備えていることを前提に、取締役には企業価値向上に貢献しうる豊富な経験と能力を有する者、監査役には業務執行者を適切に監査・監督できる者を候補者としているほか、ガバナンス強化の観点から、経営者としての経験や見識を有する社外取締役、財務・会計・法律に関する専門知識を有する社外監査役を選任しています。
役員人事についても指名・報酬委員会で審議し、取締役会に答申しています。

(5)役員個々の選任理由
「第96期定時株主総会招集ご通知」の参考書類（選任議案）において開示しております。
https://www.keio.co.jp/company/stockholder/shareholdersmeeting/index.html

【補充原則４－１－１】経営陣幹部に対する委任の範囲
当社では、会議体付議基準により取締役会および会社法に基づく特別取締役で構成する特別取締役会、常勤役員で構成する常務会の委任範囲を定めており、基準に則った適切な経営判断を実施しております。なお、特別取締役会および常務会で決議した事項は全て取締役会に報告しております。

【原則４－９】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社の「社外役員の独立性判断基準」につきましては、本報告書「Ⅱ．１．【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則４－11－１】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社では、事業会社として適切な経営判断をするために、各事業分野に精通した者が取締役として意思決定に参画することが重要であるという考えに基づき、常勤取締役１１名および主要グループ会社社長を兼務する非常勤取締役５名を選任しております。この体制により経営の監督、グループ全体の方向性のチェック、グループ経営の強化に取り組んでいます。
また、上記の取締役１６名に加え、社外取締役２名を選任しており、大手金融機関の経営者としての経験や見識により、適切にモニタリング機能を果たしていただくことで、ガバナンスの強化をはかっております。
以上のことから、取締役会は経営の意思決定機関として十分な機能を果たしており、現状が適正規模であると考えております。

【補充原則４－11－２】役員の兼任状況
兼任をしている役員は、当社の取締役会において十分な役割・責務を果たしており、必要な時間・労力を当社に振り分けていると認識しております。
兼任状況につきましては、当社ホームページにおいて開示しております「第96期定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。
https://www.keio.co.jp/company/stockholder/shareholdersmeeting/index.html

【補充原則４－11－３】取締役会全体の実効性の確保
取締役会の実効性については、各取締役へのアンケート等を活用し、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を含むメンバーで構成されるガバナンス委員会で分析・評価を行い、取締役会に報告しております。
取締役会の構成、取締役会の運営状況、意思決定プロセス、非常勤役員に対する支援体制といった観点に基づき2016年度の分析・評価を実施した結果、当社の取締役会の実効性は確保されていると認識しております。
また、2016年度の取組み課題であった、「審議充実のための運営上の工夫」については、取締役会の議事進行において、重要性の高い決議事項に、より多くの審議時間を振り分ける等の工夫を行いました。
なお、2017年度については、「審議充実に資する議案の付議方の見直し」に取組む等、取締役会全体としての更なる機能の向上を目指してまいります。
監査役会においても、監査役会の実効性についての評価を実施しております。 2016年度の監査活動について監査役間で討議し、評価を実施した結果、当社の監査役会の実効性は確保されているとの認識で一致しております。
なお、2017年度については、会計監査人とのコミュニケーションのさらなる充実に取組む等、評価結果について監査役監査計画に反映し、監査役会の実効性をより高めてまいります。

【補充原則４－14－２】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社は、取締役および監査役に対し、個々の経験等を踏まえ、その役割・責務を果たすために必要な研修等の機会を設けているほか、経済情勢や法改正・当社グループの事業環境などを理解するための研修を継続的に行っております。

【原則５－１】株主との建設的な対話に関する方針
株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

(1)株主・投資家の皆様との対話については、財務・情報開示担当取締役を統括責任者とします。

(2)対話に際してはIR担当を有する経理部が中心となり補助します。
経理部はディスクロージャー委員会の事務局を担っており、社内の各会議の情報に加え、事業部門・一般管理部門・グループ各社の情報を集約するグループ事業部より情報を収集します。

(3)個別面談以外の対話については、アナリスト・機関投資家向けの説明会を年に2回開催するほか、当社の事業エリアを中心に個人投資家向けの会社説明会を開催し、理解の促進をはかるとともに、IR活動の更なる充実に努めます。

(4)対話において把握された株主・投資家の皆様からのご意見等を四半期ごとに経営陣幹部に報告し、経営陣幹部から各分担部署へその内容を伝えることで、全社内の共有および経営への適切な反映ができるよう努めます。

(5)インサイダー情報については、社内規程である「インサイダー取引防止規程」に従い適切に管理します。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	30,708,364	4.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	30,410,000	4.73
太陽生命保険株式会社	29,310,161	4.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,889,000	2.94
三井住友信託銀行株式会社	18,241,000	2.84
第一生命保険株式会社	15,875,000	2.47
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	10,589,155	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	10,269,000	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行退職給付信託口)	10,000,000	1.56
富国生命保険相互会社	9,590,000	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2017年3月31日現在

1．ブラックロック・ジャパン株式会社から、2016年2月4日付で、同社およびブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー，エヌ．エイ．、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッドを共同保有者とする大量保有報告書が提出されておりますが、当社として2017年3月31日現在における当該法人の実質所有株式数を完全に把握できませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
当該大量保有報告書による2016年1月29日現在の株式保有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称：ブラックロック・ジャパン株式会社ほか6名
所有株式数：32,333千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合：5.03%

2．三井住友信託銀行株式会社から、2017年1月10日付で、同社および三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として2017年3月31日現在における当該法人の実質所有株式数を完全に把握できませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
当該大量保有報告書(変更報告書)による2016年12月30日現在の株式保有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称：三井住友信託銀行株式会社ほか2名
所有株式数：54,320千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合：8.45%

3．株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループから、2017年1月30日付で、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行および三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を共同保有者とする大量保有報告書が提出されておりますが、当社として2017年3月31日現在における当該法人の実質所有株式数を完全に把握できませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
当該大量保有報告書による2017年1月23日現在の株式保有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称：株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行ほか3名
所有株式数：32,184千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合：5.01%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	18 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋　温	他の会社の出身者								△			
古市　健	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

高橋　温	○	・三井住友信託銀行株式会社　特別顧問 ・株式会社岩手銀行　社外取締役	高橋温氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外取締役として選任しております。 なお、高橋氏は、2011年3月まで住友信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社）の取締役でした。同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。 高橋氏は当社の定める社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
古市　健	○	・日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 ・あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社　社外取締役	古市健氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、それらを活かして客観的な立場から当社の経営に対する有益な意見をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外取締役として選任しております。 なお、日本生命保険相互会社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。 古市氏は当社の定める社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の任意の諮問機関として上記の指名・報酬委員会に加え、ガバナンス委員会を設置しております。
指名・報酬委員会およびガバナンス委員会の概要につきましては、本報告書「II．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査・会計監査人監査・内部監査が効率的かつ実効的に実施されるよう、三様監査連絡会を定期的に開催し、それぞれの監査計画、監査結果等について、情報の交換・共有を行い、連携強化をはかっております。

また、会計監査人による監査計画説明を監査役会において実施しており、監査役は期中において適宜、会計監査人から監査の進捗状況等についての報告を受けるとともに、会計監査の往査に立ち会うなど、会計監査人との連携に努めております。

さらに、内部監査部門である監査部の監査計画および監査結果について、監査役会が報告を受けているほか、監査役は個別の監査計画および監査結果に関する報告や、財務報告に係る内部統制およびリスクマネジメント活動等に関する内部統制部門からの報告を受ける等の連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒岩　法夫	他の会社の出身者										△			
北村　敬子	学者													
金子　正志	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒岩　法夫	○	・当社常勤監査役 （2006年に株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の執行役員を退任後、当社監査役に就任）	黒岩法夫氏は、金融機関において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、金融機関の執行役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、中立公平な立場から適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外監査役として選任しております。 なお、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。 黒岩氏は当社の定める社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

北村　敬子	○	・中央大学　名誉教授 ・明治安田生命保険相互会社 社外取締役 ・日野自動車株式会社　社外監査役	北村敬子氏は、長年にわたる会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、中立公平な立場から適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外監査役として選任しております。 北村氏は当社の定める社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
金子　正志	○	―	金子正志氏は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有するほか、法令遵守の立場から適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外監査役として選任しております。 金子氏は当社の定める社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、以下の基準に従い独立性を有していると判断した全ての社外役員を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

【社外役員の独立性判断基準】

京王電鉄（以下、「当社」という）は、次に掲げる各項目のいずれにも該当しない社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という）について、独立性を有していると判断する。

(1) 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
(2) 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
(3) 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
(4) 当社グループの主要株主（注4）またはその業務執行者
(5) 当社グループの主要な借入先（注5）またはその業務執行者
(6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
(7) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等（法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）
(8) 当社グループから一定額を超える寄付または助成（注7）を受けている組織またはその業務執行者
(9) 当社グループの常勤取締役、常勤監査役が他の会社の社外役員を兼任している場合において、当該他の会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
(10) 過去3年間において上記(2)から(9)に該当していた者
(11) 上記(1)から(10)に該当する者が重要な地位（注8）にある場合、その者の配偶者または2親等以内の親族

（注）1．業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。
2．当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2％以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
3．当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2％以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。
4．主要株主とは、総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
5．主要な借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している者をいう。
6．多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、過去3事業年度の平均で、当該団体の連結売上高の2％を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
7．一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう。
8．重要な地位とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）および部長職以上の上級管理職をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

事業特性上、長期安定的な利益確保を目指すため、業績を長期的視点で評価し報酬に結びつけるインセンティブのあり方については検討課題と認識しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

1.役員の報酬等の総額(2016年度)
取締役(社外役員除く) 425百万円、 監査役(社外役員除く) 27百万円、 社外役員 67百万円 合計 520百万円
(注)上記のほか、使用人兼務取締役(5名)に対する使用人分給与として69百万円を支払っております。

2.役員ごとの連結報酬等の総額
連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書「I.1.[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 原則3－1(3)」をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・取締役会の開催にあたっては、事前に議案書を社外取締役・社外監査役を含む全取締役・監査役に配付するほか、必要に応じて事前説明を行っております。
・社外取締役への情報提供等のサポートは、秘書室および経営企画部で行っております。
・社外監査役への情報提供等のサポートは、監査役室で行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.業務執行、監督
(1)当社の取締役会は、現在社外取締役2名および主要なグループ会社の社長5名を含む18名で構成しており、原則として毎月1回開催し、法令で定められた事項はもとより経営上の重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。
(2)「重要な財産の処分および譲受け」・「多額の借財」のうち、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事案については、会社法に基づく特別取締役で構成される特別取締役会にて決議を行っております。
(3)常勤取締役で構成する常務会では、取締役会で決定された方針に基づき、経営上の重要事項についての審議決定を行っております。
(4)常勤取締役およびグループ会社の社長等で構成するグループ経営協議会においては、グループ全体の経営課題について協議し、グループ経営の強化・推進をはかっております。
(2016年度 主要会議の開催状況)
取締役会 11回 特別取締役会による決議 0回
常務会 36回 グループ経営協議会 4回

2.監査役監査
(1)監査役は、法令・定款・監査役会規程・監査役監査基準等に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき、重要な決裁書類の閲覧、業務・財産状況の調査等を通じて取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会その他重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。また、外部会計監査人に対しては、監査役会において選定・評価基準を定め、その独立性と専門性の確認を行うとともに、外部会計監査人の監査役会への出席により、連携を強化しております。
(2)監査役会は原則として毎月1回開催し、監査に関する重要事項の決議・協議、監査実施内容の共有化等を行っております。
(3)常勤監査役と代表取締役との打合せ会を定期的に開催し、監査に関する意見交換を行っております。
(4)社外監査役と社外取締役が出席する独立社外役員連絡会を年に1回以上開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有をはかっております。
(5)常勤監査役とグループ会社監査役によるグループ監査役会を定期的に開催するほか、グループ会社監査役と社長の打合せ会を年1回

行うなど、グループ全体の監査の充実・強化に取り組んでおります。
(6)監査役の職務を補助するため監査役室には専門性を有する者を含め専属の使用人を4名配置しております。
〔2016年度　開催状況〕
監査役会　　14回　　グループ監査役会　10回

3．コーポレート・ガバナンスに関する審議
取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を含むメンバーで構成されるガバナンス委員会を設置し、社外取締役の視点を交えて当社グループの企業戦略等やガバナンス体制について審議を行うとともに、代表取締役、社外取締役および社外監査役の連携を強化し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかっております。
〔2016年度　開催状況〕
ガバナンス委員会　　2回

4．指名、報酬の決定
取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を含むメンバーで構成される指名・報酬委員会では、役員の人事、報酬について審議し、取締役会に答申を行うことにより、経営の透明性確保をはかっております。
〔2016年度　開催状況〕
指名・報酬委員会　　2回

5．内部監査
(1)内部監査は法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした監査を実施しており、経営の合理化、業務の改善、効率性の向上および事業の健全な発展のための提言を行っております。
(2)内部監査の独立性・客観性を保持するため監査部は社長直轄の組織としており、2017年3月末現在、監査部長を含む33名が在籍しております。
(3)内部監査倫理規程および内部監査規程に則り、当社およびグループ各社に対し、会計および業務全般を対象とする総合監査のほか、テーマ監査、特命監査を実施しております。
(4)年度の内部監査計画は、社長の承認を得たのち、監査役会、取締役会に報告しているほか、監査結果についても、社長、監査役はもとより取締役会にも概要を報告しております。
(5)監査先には、改善実施計画の提出を求め、適宜その改善状況の確認を行っております。
(6)グループ会社の常勤の監査役は、原則として監査部に所属しており、相互に連携をはかることによりグループ全体の監査体制の充実・強化に取り組んでおります。

6．会計監査および内部統制監査
2017年3月期に業務を執行した公認会計士

〔氏名等〕	〔連続して当社の監査を行っている年数〕	〔所属する監査法人〕
指定有限責任社員・業務執行社員　横澤 悟志	1年	有限責任　あずさ監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員　金井 睦美	2年	有限責任　あずさ監査法人

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士11名、その他17名です。
監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はなく、独立的・中立的な立場にあります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社として、監査役会が取締役の経営や業務の執行を監査・監督する体制を採っております。さらに、経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しています。一方、当社に課せられた重要な公共的使命を果たし続けていくために、会社業務に精通した取締役の選任が求められており、社外取締役以外の取締役が取締役会の多数を占めております。また、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、グループ・ガバナンスの向上や経営の透明性確保に努めております。
当社は、独立性の高い社外監査役の選任、財務・会計・法律に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役の職務を補助する専属の使用人を確保するとともに、監査役会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門の連携体制を構築しております。さらに、社外監査役と社外取締役との間で情報交換・認識共有をはかるため、独立社外役員連絡会を設置しているほか、監査役会で選定された社外監査役が、ガバナンス委員を務めております。
沿線を中心とした事業の多角的な展開による総合力の発揮を目指す当社は、取締役会のメンバーに主要なグループ会社社長を加えているほか、グループ会社の社長等をメンバーとするグループ経営協議会や京王グループ社長会の開催、ならびに、グループ監査役会の開催等を行うことで、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンス体制は十分機能していると認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年６月29日開催の第96期定時株主総会招集通知は３週間前(2017年６月７日)に発送しております。また、発送に先立ち、５月30日に当社ホームページ等において招集通知を早期掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	第88期定時株主総会(2009年６月26日開催) から実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを第88期定時株主総会(2009年６月26日開催) から導入しております。
招集通知 (要約) の英文での提供	第95期定時株主総会(2016年６月29日開催) から実施しております。
その他	株主総会では映像を用いて、事業報告の内容等を株主に説明しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	2006年4月に制定し、当社ホームページに掲載しております。 【ディスクロージャー･ポリシー】 　当社は、株主･投資家の皆様に、当社の企業価値を適正に評価していただくため、適時適切な情報開示に取り組んでまいります。 (1)金融商品取引法、会社法および東京証券取引所の定める適時開示に係る規則等に従い情報を開示いたします。 (2)(1)に該当しない情報についても、株主･投資家の皆様の判断に大きな影響を及ぼすと考えられる重要な決定事実、発生事実などの情報は積極的に開示いたします。 (3)情報の開示は迅速に行うとともに、株主･投資家の皆様に公平に伝達されるよう努めます。 (4)開示情報の内容については、正確性、明瞭性、継続性を重視いたします。 (5)開示した情報に対する株主･投資家の皆様からの声を社内で共有し、適切に経営に反映させるよう努めてまいります。	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年に２回開催しており、社長もしくは財務･情報開示担当取締役が説明者となります。説明会では、連結決算の状況や経営計画およびその進捗状況について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するＵＲＬはhttps://www.keio.co.jp/company/であり、掲載している主な情報の種類は次のとおりです。 　決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書／四半期報告書、月次営業概況、財務ハイライト、株主向け報告書、IRカレンダー、株主総会関係資料、その他ニュースリリース (決算情報および決算情報以外の適時開示情報を含む)	
IRに関する部署 (担当者) の設置	ディスクロージャー委員会を設置し、ディスクロージャー委員長である財務･情報開示担当取締役が情報取扱責任者であります。事務連絡については経理部が行っております。	

その他	投資家向け情報誌「インベスターズガイドけいおう」を年に2回発行しているほか、当社の事業エリアにある証券会社の支店において、個人投資家向けの会社説明会を開催し、当社グループの業績、事業内容等に関する個人投資家の理解の促進をはかっております。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「京王グループ理念」および「京王グループ行動規範」の中で、全てのステークホルダーに対して誠実であり、ステークホルダーの立場を相互に尊重することを定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境マネジメントシステムの運用および「安全・社会・環境報告書」の発行、ホームページによる公開を行っております。また、地域社会への貢献として「京王クリーンキャンペーン」や「高尾の森再生」ボランティア活動の支援等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「京王グループ行動規範」の中で適時適切な開示に努めることを定めるとともに、株主・投資家に対する情報開示に関しては「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、同ポリシーに基づいて規程を整備しております。
その他	当社の2017年3月末における、グループ会社への出向を含む女性社員は210名、管理職は 12名で、鉄道事業の現場から海外まで多種多様な事業領域にわたる幅広いフィールドでの ジョブローテーションを経験する中で、自ら新たな道を切り拓ける人材が活躍しております。 また、育児と仕事の両立が可能な就業制度の充実や、事業所内保育所の設置、両立支援 セミナーの開催等、既に取組んでいる女性や育児・介護に携わる社員への施策だけではなく、 さまざまな社員がその能力を最大限発揮できるよう、2017年6月29日から、人事部内に「ダイバーシティ推進担当」を設置いたしました。 加えて、「次世代育成支援対策推進法」に基づいた行動計画の実施、ならびに社員の仕事と家庭の両立を支援する取組みを推進しており、2014年12月に厚生労働大臣の認定事業主として2度目の次世代認定マーク「くるみん」を取得いたしました。 このほか、「女性活躍推進法」に基づいた行動計画を策定し、女性管理職の人数の増加に 向けた取組みを推進しております。 今後も、働きやすい職場環境の醸成が、個人の仕事および社会生活の充実、企業の活性化につながるという考えのもと、ワーク・ライフ・バランスの取組みをはじめ、更なる女性の活躍促進に関する諸施策を推進してまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔京王グループ内部統制システムに関する基本方針〕

京王電鉄（以下、「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
(2)当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行います。
(3)当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
(4)当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。
(5)社長直轄の内部監査部門である当社監査部は、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。
(6)当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
(7)当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)当社は、取締役の職務執行に関わる情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
(2)当社の取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役は損失の可能性について十分な検証を行います。
(2)業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
(3)公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
(4)当社は、重大な危機が発生した場合には社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役等で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事項については、取締役会において選定した特別取締役による決議を行います。
(2)当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。
(3)当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行をはかります。

5．会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、当社取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上をはかります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。
(2)当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
(3)当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
(4)当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。
また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
(5)当社の常勤取締役およびグループ会社の社長を構成員とするグループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的に開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化をはかります。
(6)当社常勤監査役とグループ各社の監査役は、グループ監査役会を定期的に開催し、グループ全体の監査の充実・強化をはかります。
グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

6．監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査役会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査役の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分の決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とします。

7．取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

当社において、取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議等に出席し、意見を述べることができる体制を確保します。さらに、取締役は以下に定める事項を監査役会に報告します。
グループ各社においても同様の体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

(1)会社の意思決定に関する重要事項
(2)当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
(3)内部監査の監査計画および監査結果
(4)取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
(5)コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
(6)「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
(7)上記の他、監査役の業務遂行上必要があると判断した事項

なお、使用人は(2)、(4)に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができます。
また、取締役および使用人は、監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはないものとします。

8．その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、当社監査役会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

(1)業務執行取締役および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
(2)代表取締役、会計監査人との定期的な会合
(3)内部監査部門との連携
(4)内部統制部門との連携
(5)グループ会社の調査等の実施
(6)アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、(6)等に関する費用は会社が負担するものとします。

9．内部統制委員会

上記1から8の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

＜2016年度における運用状況の概要＞
(1) コンプライアンス
コンプライアンス意識の向上をはかるため、グループ各社の社員に対する教育・啓発の取組みを継続したほか、特にパート・アルバイト社員については、注意を促したい項目をまとめた「京王グループ コンプライアンスチェックリスト」を配布するなど、教育・啓発の取組みを強化しました。このほか、長時間労働抑制や職場環境向上のための諸施策を実施したことなどにより、当社は経済産業省から「健康経営優良法人」（ホワイト500）の認定を受けました。
(2) リスクマネジメント
以下のとおりリスクマネジメントに取り組みました。
自然災害対策では、地震対策、局地的豪雨対策、落雷対策などの取組みを進めたほか、大雪対策として、パンタグラフへの積雪を防止するため、夜間に車両留置を行う駅で屋根を拡張したほか、積雪のおそれがある箇所の線路の分岐器に温水循環式融雪機を設置しました。
情報セキュリティ対策では、サイバーテロのリスクが高まっていることを受けて、情報セキュリティ分科会に鉄道システム部会を設置し、鉄道システムの情報セキュリティを強化するためのリスクアセスメントを開始しました。また、グループ全社のマイナンバーを一元管理している当社子会社については、定期的に監査を行うなど、管理体制の適正性を維持しました。
採用難等への対策として、当社では、パート・アルバイト社員の定着化をはかるため、期間の定めがなく働くことができる職種に転換できる新たな制度を導入するなど、人材の確保に努めました。また、事業所内保育所をより利用しやすい運営体制に見直しました。
(3) 財務報告に係る内部統制
財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した実施計画に基づき、内部統制評価を実施しました。
また、決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行いました。
(4) 内部監査
内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施しました。

※コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図につきましては、「添付資料1」をご参照ください。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

［反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方］
反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、京王グループ内部統制システムに関する基本方針 1．(7) に記載しております。

＜2016年度における主な取組み＞
反社会的勢力に対する取組みとして、継続的取引先について「暴力団等排除に関する覚書」締結などの対応を完了させたことを受けて、新規の取引先についても反社会的勢力でないことを確認するためのチェックルールを定めました。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2016年６月29日開催の第95期定時株主総会において、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」が承認可決されたことを受け、同日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）を決議しております。また、その一環として新株予約権の発行登録を行っております。
買収防衛策基本方針ならびに本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（https://www.keio.co.jp/company/）をご参照ください。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、株主・投資家の皆様への情報開示を行うにあたっての基本的な考え方として、「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、本ポリシーに掲げる内容の実現をはかるため、ディスクロージャー委員会を設置しております。

１．ディスクロージャー・ポリシー
（「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「IRに関する活動状況」 をご参照ください。）

２．社内体制
ディスクロージャー委員会を中心とする、情報の収集・開示に関する手続きは、以下のとおりです。今後も、情報開示に関する法令・規則、社内規程等の周知徹底をはかるなど、引続き、財務報告の作成・開示に係る内部統制の充実・強化に努めてまいります。

(1)収集
ディスクロージャー委員会事務局が社内の各会議に出席するほか、事業部門・一般管理部門、グループ事業部から報告を受けることにより、情報を収集いたします。グループ各社の情報については、グループ事業部がグループ各社から集約することとしております。
同事務局が収集すべき情報については、社内規程に定めており、株主・投資家の皆様に適時適切に開示できるよう、情報を集中的に管理することとしております。

(2)開示
原則として、ディスクロージャー委員会において開示の要否等の判断を行い、取締役会等を経て開示いたします。
決算短信、有価証券報告書等の決算開示資料については、より適正な情報を開示するために、ディスクロージャー委員会において事前に記載内容の確認を行い、取締役会等に付議することとしております。

また、適時開示の趣旨を踏まえ迅速に開示すべき情報や、決算短信補足説明資料や月次営業概況など、法令・規則に該当しない情報についても、社内規程に定めた手続きにより、ディスクロージャー委員会を経て、適時適切に開示いたします。

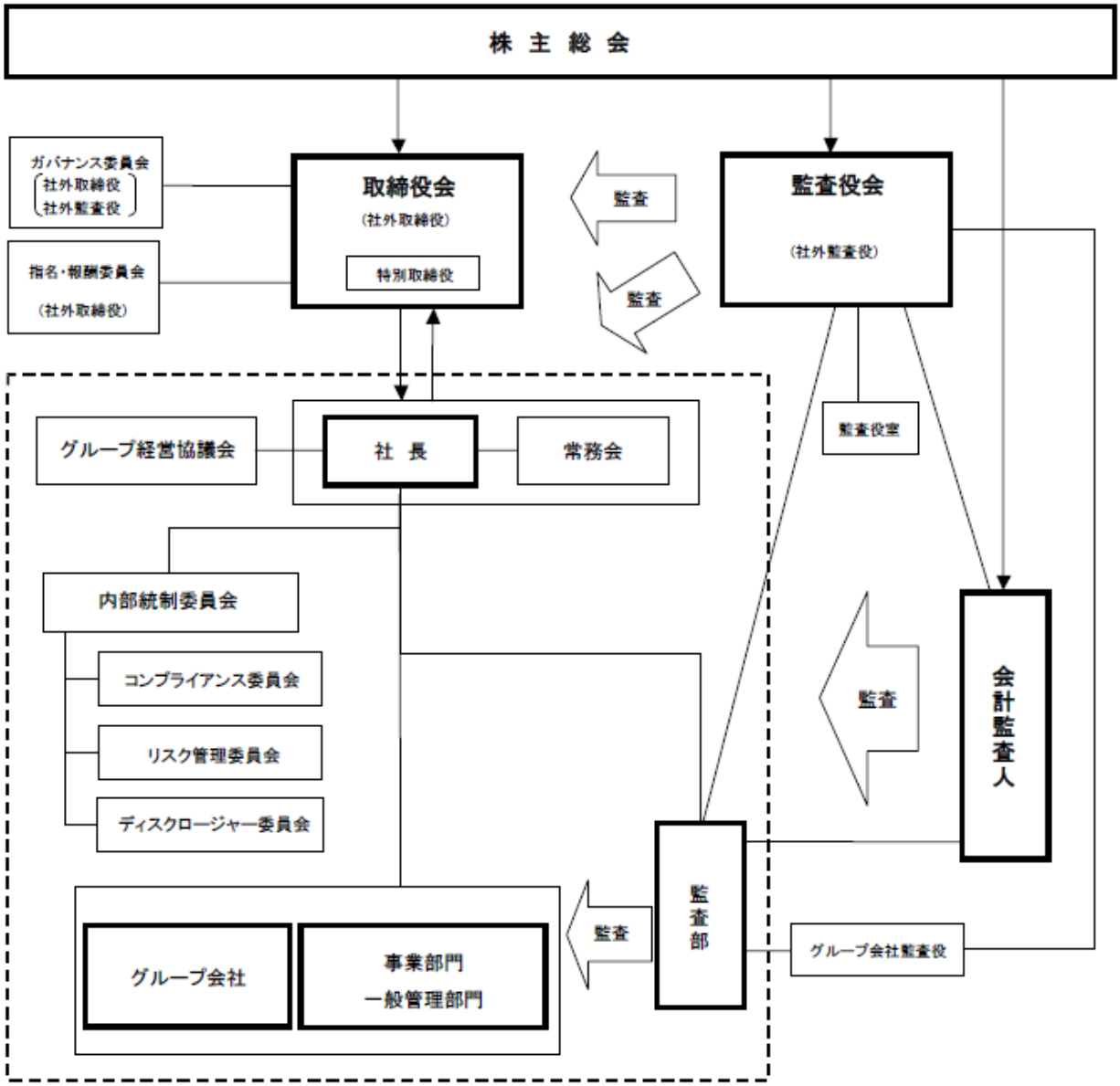
災害・事故の発生など特に緊急に開示すべき事実が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を委員長とするリスク管理委員会とディスクロージャー委員会が協議し、代表取締役社長の判断により迅速に開示いたします。

開示方法については、法令・規則に定められた手続きに従い、TDnetやEDINET等に掲載いたします。また、当社ホームページを通じて積極的な開示に努めてまいります。

※適時開示体制に関する概略図につきましては、「添付資料2」をご参照ください。

【添付資料１】

コーポレート・ガバナンス体制（2017 年６月 29 日現在）



【添付資料2】

適時開示体制の概略図

